

社会保険料の仕組みが変わりました

Q : この4月から社会保険料の計算の仕組みが変わったそうですが、どのように変わったのですか。

A : 賞与に対しても毎月の月給と同じ割合で保険料がかかることになりました。また、報酬月額算定基礎届の提出期限が7月10日に早まります。

【解説】

本年4月1日から、社会保険料の計算の仕組みが次のように改正されました。

(1) 賞与に対する特別保険料の廃止

従来、賞与に対しては毎月の月給より低い率で計算した特別保険料がかかることとなっていました。次のように同じ保険料率で保険料の額を計算することになりました。

	厚生年金	健康保険
(平成15年3月31日まで)		
月給	17.35%	8.5%
賞与	1.0%	0.8%

(平成15年4月1日から)

月給・賞与とも	13.58%	8.2%
---------	--------	------

(2) 標準報酬月額の定時決定の時期

従来、標準報酬月額は毎年5・6・7月の月給をもとに算定していましたが、今年からは4・5・6月の月給をもとに算定することになりました。これに伴い、報酬月額算定基礎届の提出期限も1ヶ月早まって、7月10日までとなります。こうして算定された新しい標準報酬月額は、9月分の保険料から適用されることとなります。

